

(証券コード 7752)

平成18年6月7日

株主各位

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

株式会社 リ コ ー

代表取締役
社長執行役員 桜井 正光

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、下記により当社第106回定時株主総会を開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださるか、当社の指定するインターネットウェブサイト (<http://www.web54.net>) により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、お手数ながら平成18年6月27日（火曜日）までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号 当社本店
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成17年度（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）貸借対照表および損益計算書ならびに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項

第1号議案 平成17年度利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（3頁から17頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

なお、招集通知に添付すべき計算書類、利益処分案および監査報告書謄本ならびに連結計算書類は、別添の「第106回報告書」（2頁から31頁）に記載のとおりであります。

以上

- ~~~~~
- お願い ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② インターネットウェブサイト
(<http://www.web54.net>)により議決権をご行使いただく際には、後記「インターネットによる議決権行使について」（26頁から27頁）をご参照くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

723,955個

2. 議案および参考事項

第1号議案 平成17年度利益処分案承認の件

利益処分案は、別添「第106回報告書」（29頁）に記載のとおりであります。

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績および企業体質の強化、将来の事業展開等を勘案し、前期に比べ2円増配の1株につき12円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、1株につき24円となります。

また、当期の取締役賞与金につきましては、当期の業績等を勘案し、期末時の取締役11名に対し、取締役賞与金135,700,000円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

- ① 変更案第10条（単元未満株式についての権利）：
単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
- ② 変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）：
株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるために、インターネットを利用した株主総会の参考書類等の開示を可能とするものであります。
- ③ 変更案第28条（取締役会の決議の省略）：
取締役会をより機動的にかつ効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。
- ④ 変更案第30条（社外取締役の責任免除）および同第39条（社外監査役の責任免除）：
社外取締役および社外監査役にふさわしい独立性の高い優秀な人材の招聘を継続して行えるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

なお、変更案第30条につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

- ⑤ 会社法の規定により新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）および同第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- ⑥ 「会社法」施行に伴う引用条文および用語の変更を行うとともに、一部表現の変更、字句の修正および条文の加除に伴う条数の繰下げ等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示すものであります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社リコーと称し、英文では RICOH COMPANY, LTD. と記載する。</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第2条 当社は、本店を東京都大田区に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.) (条文省略)</p> <p>9.</p> <p><新 設></p> <p>(公告)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社リコー</u>と称し、英文では、<u>RICOH COMPANY, LTD.</u> と表示する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行する株式の総数・株券の種類)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1,500,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>② 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,500,000,000株とする。</p>
<p><新 設></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p><削 除></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(1単元の株式の数・単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 <u>当会社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、「株式取扱規程」に定めるところによりその单元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 <u>当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 <u>当会社の株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しなど株式に関する事務一切は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 <u>株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱は、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 <u>当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において、株主の権利を行使することができる株主とする。</u></p>	<p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第13条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</u></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</p> <p>② <u>株主総会は、取締役会の決議によりあらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>③ <u>前項の代表取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p><新 設></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第15条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 株主または代理人は、<u>その委任状を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がその職務を行う。</u></p> <p><新 設></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか<u>出席株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>② 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 <u>株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>がある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>商法343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印してこれを当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役・取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当会社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印してこれを当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会 (員数)</p> <p>第21条 当会社の<u>取締役は、15名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 ② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(欠員の補充) 第20条 取締役<u>に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>(代表取締役) 第21条 取締役会<u>の決議をもって代表取締役若干名を定める。</u></p>	<p>(代表取締役) 第24条 取締役会<u>は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(取締役会の招集・議長・決議) 第22条 取締役会<u>は法令に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決議する。</u> ② 取締役会<u>は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長の任に当る。</u> <u>当該取締役に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がその職務を行う。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 <削 除> 取締役会<u>は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を省略してこれを開くことができる。</u></p> <p>④ <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役</u> <u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを</u> <u>経ないで取締役会を開</u> <u>催することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(取締役会の決議)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>取締役会は法令に定</u> <u>める事項のほか、業務</u> <u>執行に関する重要事項</u> <u>を決議する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議は、</u> <u>議決に加わることが</u> <u>できる取締役の過半数が</u> <u>出席し、その過半数を</u> <u>もって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(社外取締役の責任免除)</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第5章 監査役・監査役会 (員数)</p> <p>第24条 当社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 監査役は株主総会においてこれを選任する。</p>	<p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第31条 当社に監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 <u>監査役</u>の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(欠員の補充)</p> <p>第27条 <u>監査役に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(監査役会の招集・決議)</p> <p>第28条 <u>監査役会</u>は法令に定める事項のほか、<u>監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項</u>を決議する。</p> <p>② <u>監査役会</u>は、各監査役がこれを招集する。</p>	<p>② <u>監査役</u>の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役</u>の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>< 削 除 ></p> <p>(監査役会の招集権者)</p> <p>第34条 < 削 除 ></p> <p><u>監査役会</u>は、各監査役がこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を省略してこれを開くことができる。</u></p> <p>④ <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会は法令に定める事項のほか、監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決議する。</u></p> <p>② <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報酬)</p> <p>第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><新 設></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度・決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u></p>	<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金の基準日)</p> <p>第41条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第33条 <u>取締役会の決議をもつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、商法293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金または中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 <u>当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（10名）が任期満了となりますので、改めて取締役11名のご選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
1	さくら い まさ みつ 桜井正光 (昭和17年1月8日生)	昭和41年4月 当社入社 昭和59年5月 RICOH UK PRODUCTS LTD. 取締役社長 平成4年6月 当社取締役 平成5年4月 RICOH EUROPE B.V. 取締役社長 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年4月 当社代表取締役社長 平成17年3月 ●コカ・コーラウエスト ジャパン株式会社代表取締役会長（現在） 6月 当社代表取締役（現在） 当社社長執行役員（現在） 当社取締役会議長（現在） CEO (Chief Executive Officer : 最高経営責任者)（現在）	9,000株
2	えん どう こう いち 遠藤紘一 (昭和19年2月16日生)	昭和41年4月 当社入社 昭和62年4月 RICOH ELECTRONICS, INC. 取締役社長 平成4年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 当社上席執行役員 平成16年4月 経営可視化推進室長（現在） 平成17年6月 当社取締役（現在） 当社専務執行役員（現在） CINO (Chief Innovation Officer : 経営改革担当)（現在） 平成18年4月 CSO (Chief Strategy Officer : 経営戦略担当)（現在）	13,747株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
3	まつもと まさゆき 松本正幸 (昭和19年12月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成5年7月 販売事業本部画像機器販売本部東京支店長 平成6年6月 当社取締役 平成8年1月 マーケティング本部副本部長 平成10年10月 当社常務取締役 販売事業本部長 平成12年6月 当社上席執行役員 平成14年6月 当社専務取締役 平成17年4月 CSR本部長（現在） 6月 当社取締役（現在） 当社専務執行役員（現在） CMO（国内）（Chief Marketing Officer： 国内マーケティング担当）（現在）	4,000株
4	よしだ かつみ 吉田勝美 (昭和19年8月20日生)	昭和42年4月 当社入社 平成2年10月 RICOH ELECTRONICS, INC. 取締役社長 平成8年2月 RICOH CORPORATION 取締役副会長 平成12年4月 RICOH CORPORATION 取締役社長 平成13年4月 当社上席執行役員 平成14年6月 当社常務取締役 平成15年10月 当社海外本部長 ●RICOH CHINA CO., LTD. 取締役会長（現在） 平成17年6月 当社取締役（現在） 当社専務執行役員（現在） CMO（海外）（Chief Marketing Officer： 海外マーケティング担当）（現在） 平成18年4月 オフィス事業統括担当（現在）	5,100株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
5	なかむら たかし 中村 高 (昭和21年9月2日生)	昭和47年4月 当社入社 平成2年4月 RICOH UK PRODUCTS LTD. 取締役社長 平成7年1月 RICOH EUROPE B.V. 取締役社長 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社執行役員 平成14年6月 リコーエレメックス株式会社取締役社長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役(現在) 法務・知財担当(現在) 平成18年1月 当社専務執行役員(現在) CHO (Chief Human Resource Officer: 人事担当)(現在) CPO (Chief Production Officer: 生産担当)(現在)	6,693株
6	こんどう しろう 近藤 史朗 (昭和24年10月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年7月 画像システム事業本部副事業本部長 平成12年6月 当社執行役員 10月 画像システム事業本部長 平成14年6月 当社上席執行役員 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年10月 画像エンジン・ソリューション開発担当(現在) MFP事業本部長(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) 当社専務執行役員(現在)	5,000株
7	あづま かずのり 我妻 一紀 (昭和24年2月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年10月 リコーテクノシステムズ株式会社取締役社長 平成15年6月 当社常務取締役 当社上席執行役員 国内販売企画担当 10月 リコーテクノシステムズ株式会社取締役会長 11月 当社販売事業本部長(現在) 平成17年6月 当社取締役(現在) 当社専務執行役員(現在)	6,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
8	み うら ぜん じ 三 浦 善 司 (昭和25年1月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成5年1月 RICOH FRANCE S.A. 取締役社長 平成12年10月 当社執行役員 当社経理本部長 平成15年6月 当社上席執行役員 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社取締役(現在) 当社専務執行役員(現在) CFO (Chief Financial Officer: 財務担当)、IR担当(現在) 平成18年4月 CIO (Chief Information Officer: 情報担当)、コーポレートコミュニケーション、関連会社管理統括担当(現在) 総合経営企画室長(現在)	6,000株
9	さか い きよし 酒 井 清 (昭和20年12月25日生)	昭和45年4月 当社入社 平成6年4月 画像システム事業本部IPS事業部長 平成8年1月 経営企画室長 6月 当社取締役 平成11年4月 研究開発本部長 平成12年6月 当社執行役員 平成14年6月 当社常務取締役 当社上席執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員(現在) 平成18年4月 研究開発、環境推進担当(現在)	5,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
10	わか すぎ たか あき 若 杉 敬 明 (昭和18年3月11日生)	昭和43年3月 東京大学大学院 経済学研究科修了 昭和60年6月 東京大学経済学部 教授 平成2年9月 ミシガン大学ロス・ビジネススクール ミツイライフ金融研究所 所長 (現在) 平成15年4月 ●日本コーポレート・ガバナンス研究所 理事長・所長 (現在) 平成16年4月 東京経済大学経営学部教授 (現在) 6月 東京大学 名誉教授 平成17年6月 当社取締役 (現在)	3,000株
11	ご とう たく や 後 藤 卓 也 (昭和15年8月19日生)	昭和39年4月 花王石鹼株式会社 (現花王株式会社) 入社 昭和62年5月 花王株式会社 栃木工場長 平成2年5月 同社化学品事業本部長 6月 同社取締役 平成3年7月 同社常務取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社取締役会会長 (現在)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 若杉敬明氏および後藤卓也氏は、社外取締役の候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役古賀久昭氏が退任されますので、改めて監査役1名のご選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
いい じま しげ かず 飯島成和 (昭和23年7月7日生)	昭和47年4月 当社入社	1,000株
	平成2年10月 経理本部 経理部長	
	平成5年4月 電子デバイス事業部 管理部長	
	平成8年6月 経営企画室 経営企画グループ リーダー	
	平成11年6月 リコーエレメックス株式会社 取締役	
	平成16年4月 当社海外事業本部 事業企画室 長	
平成17年7月 海外事業本部 事業統括セン ター所長 (現在)		

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

会社法において補欠の監査役を選任できることとされたことから、監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、社外監査役松石献治氏および和田武彦氏の補欠の社外監査役として伊東敏氏を選任することをお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名・役職名	所有する当社株式の数
いとう さとし 伊東 敏 (昭和17年7月25日生)	昭和42年1月 アーサーアンダーセン 日本事務所入所	0株
	3月 中央大学大学院 商学研究科修士課程修了	
	昭和45年12月 公認会計士登録	
	昭和50年8月 アーサーアンダーセン ロンドン事務所勤務	
	昭和53年9月 同社パートナー	
	平成5年9月 朝日監査法人 代表社員	
	平成13年8月 アーサーアンダーセンおよび朝日監査法人 退任	
	平成14年4月 中央大学専門大学院(現 専門職大学院) 国際会計研究科 教授(現在)	

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰
 労金贈呈の件

平成18年3月31日をもって取締役を退任されました
 平川達男氏および本総会の終結の時をもって取締役を退
 任されます三井信雄氏ならびに監査役を退任されます
 古賀久昭氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所
 定の基準により相当額の範囲内において、退職慰労金を
 贈呈することとし、その具体的金額、贈呈時期、方法な
 どは、取締役については取締役会に、監査役については
 監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであ
 ります。

氏 名	略 歴
ひら かわ たつ お 平 川 達 男	昭和58年6月 当社取締役 平成2年6月 当社常務取締役 平成6年6月 当社専務取締役 平成13年10月 当社代表取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役 当社副社長執行役員 平成18年3月 当社代表取締役退任 当社副社長執行役員退任
み い のぶ お 三 井 信 雄	平成12年6月 当社取締役（現在）
こ が ひさ あき 古 賀 久 昭	平成10年6月 当社監査役（常勤）（現在）

以 上

【インターネットによる議決権行使について】

当日ご出席願えない場合には、インターネットによって議決権を行使していただくことも可能です。

＜ご利用方法＞

1. 当社の指定する議決権行使ウェブサイト
(<http://www.web54.net>) にアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
3. 議決権行使ウェブサイトアクセスされると、株主様ご本人にお決めいただく8桁の新しいパスワードが必要になりますので、あらかじめご用意ください。

***インターネットによる議決権行使に際しましては下記事項をご了承のうえ、ご行使ください。**

＜インターネットによる議決権行使の基本事項＞

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. 議決権の行使は、株主総会前日（平成18年6月27日（火曜日））までの行使分が有効です。議決権行使の集計などの都合上、できるだけ早めにご行使されますようお願い申し上げます。
3. インターネットと書面の双方でご行使をされた場合は、当社へ後に到着したご行使を有効とさせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるご行使を有効とさせていただきます。
4. インターネットにより、複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効とさせていただきます。
5. 議決権行使をご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などは株主様のご負担となります。

＜パスワードのお取扱いについて＞

1. 新しいパスワードは、ご行使される方が株主様本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れてたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。

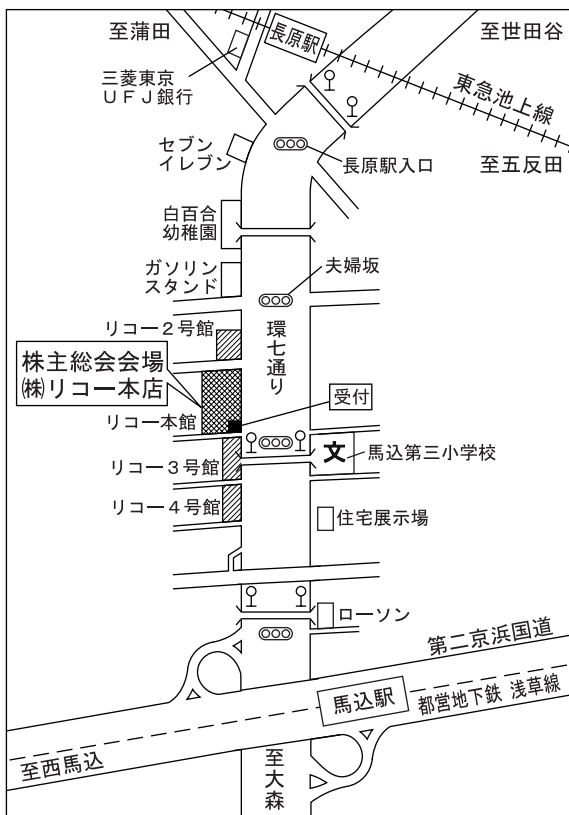
(新しいパスワードに関する照会にはお答えできません。)

2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。)

インターネットでの議決権行使に関するパソコンの操作等
がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-65-2031 (月曜～金曜 9:00～21:00)

株主総会会場ご案内図



株式会社 リ コ ー 本 店

〒143-8555 東京都大田区中馬込一丁目3番6号

電話 (03) 3777-8111 (大代表)

[交 通]

- 都営地下鉄浅草線「馬込駅」A1出口より徒歩約7分
- 東急池上線「長原駅」より徒歩約10分
- JR「大森駅」山王北口下車 同所東急バス停留所より「上池上循環内回り」「新代田駅前」のいずれかのバスにて「馬込第三小学校」下車



この招集通知は、古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しております。



この招集通知は、環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。